

玄海町空き家バンクリフォーム等促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内への移住及び定住促進並びに地域活性化を図るため、玄海町空き家バンク制度実施要綱（令和 2 年玄海町告示第 33 号。以下「実施要綱」という。）第 4 条第 2 項又は第 7 条第 2 項により登録した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、玄海町補助金等交付規則（平成 6 年玄海町規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク制度 玄海町内に存する空き家の登録及び利用希望者に関する登録を通じて、空き家登録者及び空き家利用希望者に対して情報提供を行う制度をいう。
- (2) 空き家 町内に存する空き家及び空き地（空き家及び空き地となる予定のものを含む。）をいう。
- (3) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用登録者 実施要綱第 7 条第 3 項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
- (5) 町内事業者 玄海町内に所在地を有する個人事業者又は玄海町内に本店等を有する法人事業者のことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認める者についてはその限りではない。

- (1) 町税等に滞納がないこと。
- (2) 所有者等においてはこの補助金の交付を受けてから 5 年以上当該物件を第三者（三親等以内の親族でないもの）に売買又は賃貸する意思を有し、利用登録者においては本町に定住する意思を有し空き家購入後 3 か月以内、賃貸契約後 2 週間以内に玄海町内に住所を有していること。

(補助対象事業等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の事業区分、補助対象経費、補助金の額及び限度額は別表 1 のとおりとし、補助対象経費は、消費税相当額が仕入税額控除の対象となる補助対象者に対しては消費税を除く額とする。なお、該当する空き家に対して、別表 1 の事業区分（所有者等改修補助及び利用者改修補助の併用を除く。）につき 1 回限り交付する。

2 補助対象事業は、実施要綱を介した事業であり、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に空き家バンクリフォーム等促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは交付決定を行い、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項において交付決定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 町長は、第1項の通知に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(補助金交付)

第7条 補助条件は、次のとおりとする。

(1) 所有者等改修補助及び利用者改修補助においては、台所・便所・洗面設備及び浴室を有する居宅の用に供する物件であること。

(2) 所有者等においては、自らの居住若しくは三親等以内の親族へ譲渡、売買又は賃貸する物件でないこと。また、利用登録者においては、三親等以内の親族から譲渡、売買又は賃借する物件でないこと。

(3) 利用登録者が改修を行う場合は、書面において事前に所有者等の承諾を受けることとし、賃貸契約終了時はその費用を所有者等に請求しないこと。

2 補助金の交付については、原則として精算払のみとする。

(内容変更の承認)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更しようとするときは、速やかに、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金交付変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出を受け承認した場合は、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定者は、交付申請を取り下げようとするときは、速やかに空き家バンクリフォーム等促進事業補助金申請取下書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請取下を受けたときは、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金申請取下承認書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了した日から起算して 30 日以内、又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に別表 3 に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
（補助金の額の確定）

第 11 条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金確定通知書（様式第 8 号）により交付決定者に通知するものとする。
（補助金の交付及び請求）

第 12 条 補助金の交付及び請求については、規則第 11 条の規定によるものとする。
（補助金の交付の取消し）

第 13 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為があったと認めるとき。
- (2) この要綱に違反していることが認められたとき。
- (3) 補助金の交付日から起算して 5 年未満に、改修をした空き家を取り壊したとき。
- (4) 補助金の交付日から起算して 5 年未満に、改修をした空き家を退去したとき。

（補助金の返還）

第 14 条 前条の場合において、町長は、当該取消しの部分に関し既に補助金を交付しているときは、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金返還命令書（様式第 9 号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。補助金の額の確定後、既にその額を超える補助金を交付しているときも、同様とする。

2 前項の規定により補助金の返還を命じる金額は、第 13 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合は全額を、第 3 号又は第 4 号に該当する場合は交付決定後の年数に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1 年以内のとき 補助金の全額
- (2) 1 年を超え 2 年以内のとき 補助金の 5 分の 4 の額
- (3) 2 年を超え 3 年以内のとき 補助金の 5 分の 3 の額
- (4) 3 年を超え 4 年以内のとき 補助金の 5 分の 2 の額
- (5) 4 年を超え 5 年未満のとき 補助金の 5 分の 1 の額

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。